

2017 August

8

No.810

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を定期的に確認しましょう 2
- ・「ローマ字氏名届」の提出をお願いします 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・健康保険証使用の正しいルール 4
- ・健康保険事務担当者様へのお願い 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・8・9月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・2歳まで育児休業が取れるようになります 7

- ・年金相談窓口開設等 8
- ・電子申請を利用してみませんか 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ

従業員の皆様と被扶養配偶者の方の 住所を定期的に確認しましょう！

「住所一覧表」提供サービス

「ねんきん定期便」などの年金個人情報、直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、事業主の皆様に、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。



正しい住所が届けられていると

- 従業員の皆様と被扶養配偶者の方へ、年金の受給開始年齢の直前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。
- 事業主の皆様が、従業員の皆様の住所を確認されることで、従業員の皆様に将来受け取る年金に関するご案内等が正しく届くようになることは、事業主の皆様にとって有益であると思います。

「住所一覧表」の提供サービス申込みの方法

所定の申出書に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。後日、「住所一覧表」が郵送されます。

※申出書は日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>)

又は、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出をすることができます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。
(※所定の様式による届出も可能です。)

住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名や生年月日等の変更がある場合は、所定の様式による届出が必要です。

届出については、所定の様式に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所へ提出してください。

※その他、ご不明な点については、事業所等を管轄する年金事務所にお問い合わせください。

「ローマ字氏名届」の提出をお願いします。

平成26年10月より、**外国籍の方**の厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届（資格取得・氏名変更）を提出する際には、「ローマ字氏名届」（添付書類不要）の提出も合わせて必要となります。外国籍の方の年金記録を適正に管理していくため、忘れずに提出をお願いします。

厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届

年金手帳の基礎年金番号 生年月日(西暦) 性別 住民票の記載

被保険者氏名

【記入上の注意】

- 「住民票の記載」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと前にフリガナを記入してください。
- ローマ字氏名は、在留カードまたは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名届」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」にその理由を記入してください。
- 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。

- 届書には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。
- 届出後も、機構から送付する通知書や全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者証は、カナ氏名で表示されます。
- すでに被保険者となっている外国籍の方についても、ローマ字氏名届の提出にご協力をお願いします。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成29年8月分保険料の納付期限は**平成29年10月2日(月)**です。

健康保険証使用の正しいルール



医療機関を受診する際は、健康保険に加入していることを示す保険証を提示しなければなりません。しかし、退職などで本来返却しなければならない保険証で、誤って医療機関を受診するケースが後を絶ちません。

保険証の正しい取り扱いを知って適正にご利用いただくため、従業員やそのご家族の皆さまに「健康保険証使用の正しいルール」をご周知ください。

医療機関を受診する際のルール

Point ① 医療機関を受診の際には、毎回保険証を提示しましょう。

Point ② 70歳から74歳の方は医療費の負担割合が異なるため、保険証と一緒に「高齢受給者証」を提示しましょう。

Point ③ お仕事や通勤途中のケガや病気など、労災保険の給付対象については、保険証は使用できません。

Point ④ 交通事故など他人の行為（第三者行為）によるケガや病気について保険証を使用する場合は、すぐに協会けんぽに連絡いただき、「第三者行為による傷病届」を速やかに提出しましょう。



第三者行為とは例えばこんなとき…

交通事故（通勤途上など労災保険対象を除く）、自転車とぶつかった、他人の飼い犬にかまれた、暴行を受けた

Point ⑤ 受診中に転職や退職をした場合には、医療機関の窓口にもその旨伝えましょう。

保険証が使用できる期間

退職日の翌日・扶養解除日以降は
使えません！

被保険者（会社で働く加入者ご本人様）

●保険証が使えるようになります

会社に入社した日
（保険証の資格取得年日）から

●保険証が使えなくなります

・退職した翌日から
・75歳になった日から

被扶養者（被保険者の扶養家族）

●保険証が使えるようになります

収入などの条件を満たし、被扶養者の認定を受けた日（保険証の認定年月日）から

●保険証が使えなくなります

・被扶養者の条件を満たさず、扶養されなくなった日から
・被保険者が退職した翌日から
・被保険者や被扶養者が75歳になった日から



健康保険事務担当者様へのお願い

保険証回収の徹底のお願い

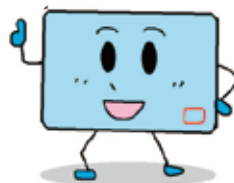
従業員が退職される時は、必ず**保険証を回収**のうえ、5日以内に資格喪失届と併せて日本年金機構福岡広域事務センターへ提出をお願いいたします。

新しい保険証が届くまで使える？

月の途中の退職だから月末まで使える？

いずれも
使用できません

保険証が使えるのは
退職日までだよ



- *ご本人様の保険証はもとより、ご家族様（被扶養者）の分もすべて、すみやかに回収していただく必要があります。
- *退職後に誤って保険証を使用すると、医療費をお返しいただくことになりますのでご注意ください。

保険証の再交付申請時のお願い

保険証の再交付申請書をご提出いただいても、事業主欄の記入・押印漏れなどにより、書類をいったんお返しするケースが相次いでいます。

このような場合、保険証の再交付に時間がかかることになりますので、事業主欄の記入・押印漏れのないようご協力をお願いいたします。

例

事業主欄

上記のとおり被保険者から再交付の申請がありましたので提出いたします。

事業所所在地 (〒 840 - 0000) 佐賀県△△△1-1

事業所名称 ○○株式会社

事業主氏名 健保 太郎

電 話 0952 (□□) □□□□

事業主印

事業主印の押印をお願いします。
(事業所印:×)



平成
29
年度

社会保険事務講習会のご案内

『健康保険の事務手続き』

健康保険給付手続きのポイントや任意継続について学びます。

『年金制度について』

年金の給付や働きながら受給する在職老齢年金、確定拠出年金(iDeCo)等について学びます。

地 区	平成29年	会 場	地 区	平成29年	会 場
鳥 栖 会 場	8月 8日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武 雄 会 場	9月13日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐 賀 会 場	8月17日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	唐 津 会 場	9月14日(木)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市二タ子3-155-4)
唐 津 会 場	8月23日(水)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市二タ子3-155-4)	鳥 栖 会 場	9月21日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武 雄 会 場	8月24日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	佐 賀 会 場	9月22日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
講師 ● 全国健康保険協会 佐賀支部職員			講師 ● 日本年金機構年金事務所 職員		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書



整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『健康保険の事務手続き』 (鳥栖・佐賀・唐津・武雄) 会場 平成 年 月 日 ()	『年金制度について』 (武雄・唐津・鳥栖・佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

事業主のみなさん

働くみなさん

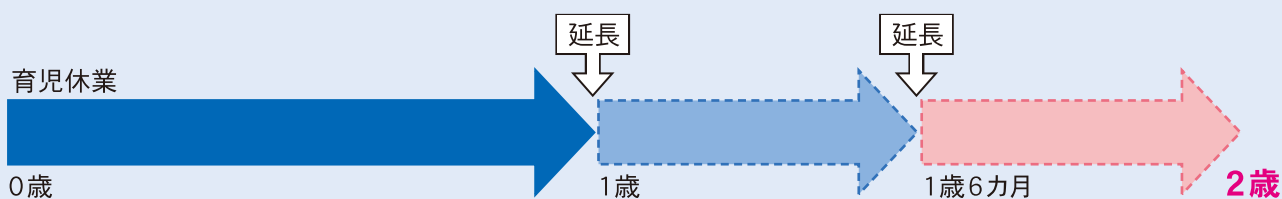
保育園などに入れない場合

2歳まで育児休業が取れる ようになります！

平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、**育児・介護休業法が変わります**。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

改正内容① 最長2歳まで育児休業の再延長が可能に



●1歳6カ月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。

●育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。（詳細はハローワークまで）



12月で1歳6カ月までの育休が終わるのに、申し込んだけど入れる保育園がない。どうしよう……。



比較的、保育園に入りやすい4月まで育休を取得できるようになるね。



改正内容②

子どもが生まれる予定の方などに
育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設されます。

改正内容③

育児目的休暇の購入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

（育児目的休暇の例）

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など

育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省ホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>) で
ご確認ください。

平成29年9月出張相談【予約制】

出張相談所	日 時	相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	9月 12日、26日	10:00～16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	9月 6日、20日	10:00～15:00		
伊 万 里 市 役 所	9月 1日、8日、15日、22日、29日	9:30～15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	9月 5日、19日	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	9月 13日	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15
時間延長 週初の開所日 17:15～19:00
週末相談 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)
予約申込先 ☎0942-50-8151

年金事務所では予約による年金相談を受付けております

予約申込先 希望される日の前日までに申し込んでください。

- 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ☎0954-23-0121



電子申請を利用してみませんか

健康保険・厚生年金保険に関する各種届出について電子申請をご利用いただけます

●電子申請とは

書面やCD・DVDで行っていた申請・届出を会社や自宅のパソコンからインターネットを利用して行えるサービスです。

年金事務所の窓口に行かなくとも、「e-Gov※(イーガブ)」から24時間いつでも申請・届出ができます。

※e-Govとは、電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp>)のことをいいます。

●メリットは

- ①忙しいときでも時間を気にせず手続きできます。
- ②年金事務所に出向く時間や交通費・郵送費を削減できます。



電子申請に関するご不明な点につきましては、こちらにお問い合わせください。

【ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル】

0570-058-555 (音声案内の2番を選択ください)

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144 (音声案内の2番を選択ください)



健康志向の高まりもあって、最近は登山がブームのようですが、それにとまって遭難事故も増えています。「チョッとそこまで」の感覚で出かけるととんでもないことに遭遇する危険が待っています。

夏であっても、低い山であっても、日帰り登山であっても。雨具、飲み物、食料、着替え、地図、コンパスは少なくとも携帯するようにしましょう。

それと、携帯、スマホの満タン充電もお忘れなく。(山)